

稲城市立公園有料駐車場運営管理委託

公募型プロポーザル募集要領

令和6年8月1日

稲城市

稲城市立公園有料駐車場運営管理委託 公募型プロポーザル募集要領

1 駐車場管理の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により、稲城市立公園有料駐車場（以下「駐車場」という。）を民間事業者の専門的な技術・手法・経験を活用し、駐車場を包括的、効果的かつ効率的に管理・運営することを目的に、事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

2 駐車場管理・運営の基本方針

- (1) 駐車場は公の施設であり、その利用に際しては平等かつ公平な取扱いをしなければならない。
- (2) 受注者は、駐車場の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営などにより、駐車場利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理を目指さなければならない。

3 受注者が行う業務及び内容

受注者が行う業務及び内容は次の業務及び標準仕様書で示すとおりとする。

なお、全部又は主たる部分な業務の再委託はできない。ただし、あらかじめ稲城市の承諾を得た場合は、第三者へ一部を委託できるものとする。

- ア 駐車場の設置業務に関すること。
- イ 駐車場の運営管理に関すること。
- ウ 駐車場の原形復旧に関すること。
- エ その他、市が必要と認める駐車場の運営管理に必要な業務に関すること。

4 稲城市立公園有料駐車場の概要

受注者が管理する駐車場の概要は次のとおり。詳細は標準仕様書を参照すること。

(1) 事業名

稲城市立公園有料駐車場運営管理委託

(2) 事業内容及び条件等

別添「稲城市立公園有料駐車場運営管理委託標準仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和7年4月1日（火）から令和12年3月31日（日）まで 5年間

なお、委託期間中に追加される駐車場についても市が必要と認めた場合は対象駐車場とする。また、駐車場を廃止することに伴い対象駐車場から外すことも想定される。

5 応募資格要件

(1) 応募条件

次に掲げる事項を全て満たしている者が応募できるものとする。ただし、契約締結までの間に資格要件のいずれかに該当しないことが判明した場合には、失格とする。

- ア 駐車場施設における運営管理業務の実績を有する法人とし、個人の申請はできない。
- イ 本事業に関する標準仕様書の内容を適切かつ確実に履行できる事業規模及び安定的な経営基盤であること。
- ウ 会社再生法（平成14年法律第154号）及び、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- エ 稲城市暴力団排除条例（平成25年3月28日条例第3号）に規定する暴力団等でないこと。
- オ 法人又はその代表者が国税及び地方税を滞納していないこと。
- カ 東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があること。
- キ 過去5年以内に地方公共団体と同種及び同規模と認められる業務を契約者として契約した実績があること。

(2) 欠格事由

次の各項に該当する法人等は、応募することはできない。

- ア 参加資格要件に該当しない場合
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人
- ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により稲城市から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない法人
- エ 地方自治法第92条の2、第142条、第166条及び第180条の5に該当する法人
但し、地方自治法施行令第122条及び第133条に該当する場合を除く
- オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている法人
- カ 役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる法人
- キ 本市へ提出した書類又はその内容に明らかな虚偽が認められた場合
- ク その他、市長が受注者の候補者として選定し、又は受注者として契約することが適当でないとする場合

6 委託料の支払等

(1) 委託料の支払方法

- ア 委託料は、請求書に基づき毎月払いとする。
- イ 委託期間中において、対象駐車場が増減する場合の管理費用については、別途、市と協議して決定することとする。
- ウ 提案上限額（基準額） **2億6,100万円**（消費税込み）

7 稲城市立公園有料駐車場運営管理委託候補者選定委員会

本プロポーザルの実施及び選定に関する審議は、稲城市立公園有料駐車場運営管理委託候補者選定委員会設置要綱に基づき選定委員会を設置し行う。

8 プロポーザル実施スケジュール

項目	日程
①募集要領等の公表日（市ホームページ公開）	令和6年8月1日（木）～8月16日（金）
②質問書提出期間	令和6年8月19日（月）～8月26日（月）午後5時まで

③質問書の回答	令和6年9月6日(金)頃
④申請・応募書類の受付	令和6年9月9日(月)から9月20日(金)午後5時まで
⑤書類による第1次審査の結果通知	令和6年10月4日(金)頃
⑥提案書提出期間	令和6年10月8日(火)から10月29日(火)午後5時まで
⑦第2次審査(提案説明会)	令和6年11月11日(月)から11月15日(金)までのいずれかの日 (※別途、第2次審査の2週間前までに、申請者による提案説明の日時及び場所等を通知する。)
⑧審査(選考)	令和6年11月中旬頃
⑨第2次審査の結果通知	令和6年12月上旬頃
⑩覚書の締結	令和6年12月下旬頃
⑪契約締結	令和7年4月1日(火)
⑫整備工事開始	令和7年4月1日(火)～
⑬事業開始	令和7年4月1日(火) (※契約者は、駐車場事業開始にかか る整備工事を4月1日(火)から開始 し、整備期間中は駐車場を閉鎖するこ となく、全部または一部を無料開放と し、利用者の用に供すること。)

9 応募手続き

(1) 応募者提出様式(様式一覧)参照

10 質問の受付期間及び提出・回答方法

(1) 受付期間 質問事項があれば質問・回答書(様式1)により、令和6年8月19日(月)から令和6年8月26日(月)午後5時までに提出すること。

(2) 提出方法 電子メールにて提出すること。電話や来庁による質問には応じない。

提出先 メールアドレス midori-kankyou@city.inagi.lg.jp

件名 「稲城市立公園有料駐車場運営管理委託公募型プロポーザル
募集要領【事業者名】」

(3) 回答方法 質問事項を取りまとめ、令和6年9月6日(金)頃に電子メール又は市公式ホームページ等を通じて回答する。

11 応募書類の提出期間、提出先、提出様式及び方法

(1) 提出期間(第1次審査)

令和6年9月9日(月)から9月20日(金)午後5時まで【必着】

(第2次審査)

令和6年10月8日(火)から10月29日(火)午後5時まで【必着】

(2) 提出先 「17本件担当」参照

(3) 提出様式(第1次審査)

様式2-1、様式2-2、様式2-3、様式2-4

(第2次審査)

様式3-1、様式3-2、様式3-3、様式3-4、様式3-5

様式3-6、様式3-7、様式3-8、様式3-9

(4) 提出物 以下①から③のすべて（第1次審査及び第2次審査とも）

提出書類	部数	留意事項
①応募書類 （正本）	1部	【ファイルに綴じて提出すること】 A4判、両面刷り、左上留め、カラー可、枚数は自由。
②応募書類 （副本）	1部	【ファイルに綴じて提出すること】 A4判、両面刷り、左上留め、カラー可、枚数は自由。
③PDFデータ	1部	上記、提案書（正）のPDFデータ

(5) 提出方法 (3) 応募書類①及び②は、持参又は郵送（郵送は、書留郵便に限る）、③は、電子記憶媒体（CD-R等）で提出すること。なお、提出された書類、データ、媒体については返却しない。

12 審査方法および審査基準

(1) 審査方法

審査は、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（提案説明会）の二段階で実施する。

ア 第1次審査（書類審査）

提案書の書類審査を行い、「5 募集資格要件」を審査し、第2次審査の対象者を4者程度に選定する。なお、第2次審査対象者には、別途提案説明会の日時を通知する。また、1次審査で評価した点数は2次審査に反映しない。

第1次審査の結果は、全応募者へ電子メールにより通知する。

イ 第2次審査（提案説明会）

実施日	令和6年11月11日（月）～11月15日（金）頃（予定）
会場	稲城市役所等会議室
時間配分	プレゼンテーション 30分、質疑 20分（準備等 10分）

第2次審査の対象者について、提案書のプレゼンテーション、および提案内容に関する質疑応答を行うため、提案説明会を以下のとおり実施する。

第2次審査の対象者は、説明に用いる資料は、11により提出された応募書類のみとし、新たな資料等の配布は認めない。ただし、プレゼンテーションのためにスクリーンに資料を投影する場合は、提案書を要約したものを使用することを可とする。この場合は、スクリーンに投影されている内容が、提案書のどの部分の要約となっているか容易に分かるように対応ページ番号を表示させるなどしたうえで、PDFデータを提出すること。

なお、スクリーンは市が用意する。プロジェクター及びパソコンについては、応募者が用意すること。なお、プロジェクターについては、市が用意（機種EPSON EB-W06）した物を利用することも可とするが、機材にトラブルがあった場合も含め、市は使用に関して一切の責任を負わない。

※第2次審査の結果は、第2次審査に進んだ全ての応募者に対して通知する。

ウ 候補者の選定

応募書類及びプレゼンテーション、質疑応答を総合的に評価した結果、最も高い評価を得た事業者を本件契約の受注者となるべき優先候補者に選定する。

ただし、審査の結果、一定の評価を満たす者がいない場合は、受注者を決せず、再度提案を募集することがある。

なお、市公式ホームページにより、優先交渉権者及び次点者の名称を公表する。

13 審査基準

審査については、審査基準に基づき、採点方式で審査する。

※別添資料参照（稲城市立公園有料駐車場運営管理委託選定審査採点表）

14 覚書の締結

審査の結果、第一順位者を優先交渉権者とし、稲城市と優先交渉権者との間で、本件契約締結に関する覚書を交わす。

15 契約の締結

本件契約締結に関する覚書を交わした者と詳細な委託内容、経費等について調整を行った上で協議が調った場合、本件契約を締結する。協議が不調の場合は、第二順位者から順に交渉を行い、合意に達した者と本件契約を締結する。

16 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約等について

本プロポーザルは、本件契約を締結する受注者の選定を目的とする。本件契約の締結にあたり、市は、本プロポーザルの際に提出された応募書類等の内容に必ずしも拘束されないものとする。

・契約書作成の要否：要

(3) 提出物の作成に関わる費用について

・本プロポーザルへの参加、提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

17 本件担当

稲城市 都市環境整備部 緑と環境課

〒206-8601 東京都稲城市東長沼 2111

電話 042-378-2111 (内線 352、353)

電子メール：midori-kankyous@city.inagi.lg.jp